

盛岡市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に係る措置について、同条第14項に基づき市長及び教育長から通知があったので、同項の規定により公表する。

令和7年6月2日

盛岡市監査委員 菊田 隆
同 高橋 宏弥
同 瀬川 光夫

- | | |
|--------------|---|
| 1 定期監査の結果の報告 | 令和7年3月28日付け 6 盛監第65号 |
| 2 対象部署 | 総務部、環境部、商工労働部、教育委員会事務局、教育機関及び選挙管理委員会事務局 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |